平成 30 年 1 月 23 日

国等の庁舎におけるバリアフリー推進

－行政苦情処理委員会の意見を踏まえたあっせん－

総務省石川行政評価事務所（所長：石井正樹）は、標記に関する行政相談事案を受けて、石川行政苦情処理委員会（座長：中島秀雄 金沢商工会議所副会頭）（※）に諮り、平成 30 年１月 22 日、国（年金事務所を含む。）の庁舎を管理する金沢地方法務局、北陸財務局、大阪税関金沢税関支署、金沢国税局、石川労働局及び金沢北年金事務所並びに北陸地方整備局金沢営繕事務所に改善のあっせんを行いました。

※　石川行政評価事務所に寄せられた行政相談事案に民間有識者の意見を反映させるため同事務所長が設置（昭和 58 年度）

（行政相談の要旨）

先日、金沢にある国の合同庁舎を訪れたところ、多目的トイレにオストメイト（※１）用の設備があり、大変助かったが、オストメイト用設備があることの案内表示がされていなかった。せっかく同設備があるのだから、庁舎を利用する人に対して同設備があることを、オストメイトマーク（※２）等で分かりやすく表示してほしい。

また、庁舎入口の点字ブロックの上に玄関マットが敷かれていて、これでは視覚障害のある人が困るだろうと思った。

国は障害のある人の立場に立って、バリアフリーの推進にもっと力を入れてほしい。





※１　人工肛門・人工膀胱を造設している人。排せつを自分でコントロールできないため、便や尿を溜めておくためのストーマ装具を腹部に装着し、一定時間ごとにストーマ装具や腹部を洗浄する必要がある。

※２　オストメイトのための設備があることを表している。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレート等に表示され、平成29年７月20日にＪＩＳ規格化されている。



オストメイトマーク

（法制度の概要）

１　バリアフリー法（※１）

一体的・総合的なバリアフリー施策を推進するために、ハートビル法（※２）と交通バリアフリー法（※３）を統合・拡充したバリアフリー法が平成 18 年に制定・施行された。

※１「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年法律第 91 号）

※２「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（平成６年法律第 44 号）

※３「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 68 号）

(1) 法律の趣旨

バリアフリー法では、高齢者、障害者（身体障害者のみならず、知的・精神・発達障害者など、全ての障害者を対象）、妊産婦、けが人などの移動や施設利用の利便性や安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとしている。

(2) 建築物に関するバリアフリー法の仕組み

バリアフリー法では、不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物（特別特定建築物）で一定の規模以上（石川県では、県条例（※1）により1,000㎡以上）のものを建築、改築等する際には建築物移動等円滑化基準（※2）への適合を義務付けるとともに、多数の者が利用する建築物（特定建築物）については同基準への適合に努めなければならないこととしている。

国等の庁舎は、この特別特定建築物又は特定建築物に該当する。

建築物移動等円滑化基準では、トイレにはオストメイト用設備を、また、駐車場には車いす使用者用駐車施設を一つ以上設けなければならず、当該設備等があることを明示する標識や案内板（オストメイトマーク、車いすマーク（※3）等）を設けなければならないこととしている。

※1「石川県バリアフリー社会の推進に関する条例」（平成9年条例第5号）第37条

※2「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」（平成18年政令第379号）第10条から第23条

※3「障害者のための国際シンボルマーク」（障害のある人が利用できる建築物や施設であることを表示する世界共通のマーク）



2　障害者差別解消法（※）

平成25年6月に制定され、平成28年4月から施行された障害者差別解消法第5条でも、行政機関等は自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修を行うなど、社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮を的確に行うために必要な環境の整備に努めなければならないこととされている。

※「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）

（調査結果）

石川行政評価事務所では、今回の相談内容を端緒として、県内にある国（年金事務所を含む。）の合同庁舎11施設と、単独庁舎11施設の計22施設（資料「調査対象庁舎一覧」参照）について、バリアフリー設備の維持管理や案内表示の状況を現地確認した結果、次の事例が見られた。

1　バリアフリー設備の維持管理

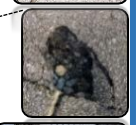
①　玄関マットが敷かれることにより、点字ブロックが途中で途切れた状態となっているもの（9施設）



② 施設入口に至る通路（スロープ）が沈下し段差（約２㎝）が生じているもの（１施設）



③ 車いす使用者用駐車施設の通路近くに深い穴（約 30 ㎝幅）が開いているもの（１施設）



④ 施設入口に至るスロープの上端に敷設されている警告用の点状ブロックの一部がはがれて無くなっているもの（１施設）



⑤ 車いす使用者用駐車施設の車いすマークや区画線のペイントが消えかかっているもの （２施設）



⑥ 多目的トイレの扉を内側からロックする鍵が２か月以上破損したままとなっているもの（１施設）



２ トイレ設備・車いす使用者用駐車施設の案内表示

① オストメイト用設備があることが、利用者に案内表示されていないもの（オストメイト用設備のある６施設のうち５施設）（うち簡易型設備（※）２施設）



※ 簡易型設備：既存の大便器に洗浄水栓を後付けしたもの等

② オストメイト用設備がない階のトイレに、オストメイトマークが表示されているもの（１施設）



③ 入口が狭く車いすが入れない上、手すりのない洋式トイレの扉に、車いすマークが表示されているもの（１施設）



④ 次の状況から、来訪者が容易に車いす使用者用駐車施設の場所を確認できないもの

ⅰ）車いす使用者用駐車施設が駐車場の一番奥に位置しているが、経路に１か所ある案内表示が小さい（車いすマーク約 15 ㎝四方）（１施設）

ⅱ）施設北入口側に大きな駐車場があるが、車いす使用者用駐車施設は施設南入口側にあることが、施設北入口側駐車場に案内表示されていない（１施設）



⑤ ホームページで公開している施設案内に、実際には備えられていないオストメイト用設備や乳幼児用設備が案内されているもの（１機関のホームページ）



（石川行政苦情処理委員会の意見）

１ 調査結果の１の①（玄関マットにより、点字ブロックが途切れ、警告用の点状ブロックのない構造となっているもの）について

降雨や降雪時に施設利用者が足を滑らせ転倒する危険を防止する等のために玄関マットを設置する場合には、点字ブロックが有効に機能するよう設置方法に配慮する必

要がある。

２　調査結果の２の①（オストメイト用トイレ設備があることの案内表示）について

排せつ物の処理に不安を抱えるオストメイトが安心して外出できるようにするためには、オストメイト用設備を整備し分かりやすく案内表示することが重要である。

また、障害者であることを外見上判別しにくいオストメイトが、オストメイト用設備のある多目的トイレ等へ入りやすくするためにも、トイレの入口にオストメイトマークを表示する必要がある。

３　調査結果の２の④（容易に位置が確認できない車いす使用者用駐車施設の案内表示）について

来訪者が車いす使用者用駐車施設の位置を容易に確認できない施設については、公道入口から当該駐車スペースに至る経路に案内標識や案内板を分かりやすく設置する必要がある。

４　上記以外の調査結果（１の②～⑥、２の②～③・⑤）について

いずれも、適切な維持管理が必要な事例である。

５　国等の庁舎におけるバリアフリー推進

バリアフリー法が施行されて 10 年が経過する中、市民への啓発、率先して規範となるという意味からも、国は庁舎のバリアフリー化を積極的に推進する必要がある。

今回の調査結果は、限られた項目に関するものであり、上記１から４の事項を含め、国の行政機関等は改めて、自ら管理する庁舎が、建築物移動等円滑化基準や、国土交通省がバリアフリー設計のガイドラインとして策定している「建築設計標準」(※) 等に照らし、高齢者や障害者等にとって、親切で利用しやすい環境が整っているか点検するとともに、維持管理に努める必要がある。

※「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（平成 29 年３月）

（あっせん要旨）

１　庁舎を管理する国の行政機関等は、庁舎のバリアフリー設備について、下記の措置を講ずるとともに適切に維持管理する必要がある。

①　玄関マットを設置する場合には、点字ブロックが有効に機能するよう配慮すること

②　該当する一部庁舎においては、障害者等の利用に配慮し、ⅰ)通路（スロープ）の段差の解消、ⅱ)敷地内の穴の補修、ⅲ)はがれた点字ブロックの補修、ⅳ)ペイントが消えかかった車いす使用者用駐車施設の車いすマークや区画線の改修、ⅴ)多目的トイレの扉の鍵を改修すること

③　オストメイト用設備のある庁舎は、当該設備があることを利用者に案内表示(庁舎案内図やトイレの入口のピクトグラム等)すること

④　オストメイト用設備がないトイレ入口にオストメイトマークを表示している庁

舎は当該表示を撤去すること

⑤　入口が狭く車いすが入れない上、手すりのない洋式トイレの扉に車いすマークを表示している庁舎は、当該表示を撤去すること

⑥　来訪者が車いす使用者用駐車施設の位置を容易に確認できない施設については、公道入口から当該駐車スペースに至る経路に案内標識や案内板を分かりやすく設置すること

⑦　ホームページで公開しているバリアフリー設備案内について、正しい内容に修正すること

2　国の行政機関等は、社会全体のバリアフリー化を先導する立場から、自らの管理する庁舎について、親切で利用しやすい環境が整っているか点検するとともに、維持管理に努める必要がある。

〈連絡先〉
総務省　石川行政評価事務所
行政相談課長　杉　山
電話：０７６－２２２－５２３２

資料

調査対象庁舎一覧

○　合同庁舎(11 施設)

輪島地方合同庁舎（管理官署：金沢地方法務局）
金沢新神田合同庁舎（管理官署：北陸財務局）
金沢港湾合同庁舎（管理官署：大阪税関金沢税関支署）
七尾港湾合同庁舎（管理官署：大阪税関金沢税関支署）
金沢広坂合同庁舎（管理官署：金沢国税局）
金沢駅西合同庁舎（管理官署：金沢国税局）
小松日の出合同庁舎（管理官署：金沢国税局）
七尾西湊合同庁舎（管理官署：金沢国税局）
加賀地方合同庁舎（管理官署：石川労働局）
七尾地方合同庁舎（管理官署：石川労働局）
穴水地方合同庁舎（管理官署：石川労働局）

○　単独庁舎(11 施設)

金沢国税局 輪島税務署
金沢国税局 松任税務署
石川労働局 金沢公共職業安定所
石川労働局 金沢公共職業安定所 津幡分室
石川労働局 白山公共職業安定所
石川労働局 七尾公共職業安定所 羽咋出張所
石川労働局 輪島公共職業安定所 能登出張所
日本年金機構 金沢北年金事務所
日本年金機構 金沢南年金事務所
日本年金機構 小松年金事務所
日本年金機構 七尾年金事務所